

《参考資料》造林補助事業に係る標準単価及び補助金額【森林作業道(チェーンソー伐開込み)】

【単位:円/m】

傾 斜	使用機械	立木疎密度	標準単価 一部課税	補助金額
10° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	410	335
		疎	630	514
		中	760	620
		密	900	734
10° 以上 15° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	580	473
		疎	820	669
		中	960	783
		密	1,100	898
15° 以上 20° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	770	628
		疎	1,040	849
		中	1,180	963
		密	1,330	1,085
20° 以上 25° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	1,030	840
		疎	1,330	1,085
		中	1,490	1,216
		密	1,660	1,355
25° 以上 30° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	1,370	1,118
		疎	1,690	1,379
		中	1,870	1,526
		密	2,060	1,681
30° 以上	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	1,850	1,510
		疎	2,240	1,828
		中	2,470	2,016
		密	2,690	2,195

注1 標準単価は、国が示した作業工程に県の調査単価を適用したもので、造林事業補助金の算定の基礎となる。

注2 今回示した標準単価は、令和4年7月1日～令和5年3月31日の期間において適用している。

注3 補助金額は、現場作業員の社会保険料等の加入状況の加算を計上していない。(最大約17%加算が可能)

注4 直接費には、掘削、盛土、締固め、チェーンソー伐開及び除根にかかる費用を計上している。

注5 単価には、共通仮設費を含んでいる。段切りにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

注6 「一部課税」単価には、資材費に係る消費税相当額を含む。

注7 木疎密度の適用区分は以下のとおりとする(機械除根(R03治山林道必携P154)の適用区分)。除根が不要な場合(掘削に伴い必然的に除根される場合も含む)は、「—(除根なし)」単価を適用すること。

- ・疎:立木蓄積が30m3/ha以上、60m3/ha未満の場合
- ・中:立木蓄積が60m3/ha以上、90m3/ha未満の場合
- ・密:立木蓄積が90m3/ha以上の場合

【積算内訳】(規格、量については、標準断面図のとおり。)	
掘削(礫質土)	バックホウ(※上記規格)掘削積込/地山/普通/旋回角90° /R03治山林道必携P167
盛土(礫質土)	バックホウ(※上記規格)掘削積込/ルース/普通/旋回角90° /R03治山林道必携P167
締固め	振動ローラ(ハンドガイド型0.8～1.1t)/路体・築地堤/W<4.0m/R03治山林道必携P200